行政による改善と同時に現場の教員も 一歩を踏み出すべき

部活動顧問の負担軽減について

学習院大学 文学部 教育学科 教授 長沼 豊



のなのか等が関心事になっている。 活動への教員の参加のあり方につい 身による改善策を述べることで、部 の実態、行政による改善策、 なっている。 表現もある。なぜそのように呼ば そこで本稿では、顧問の過重負担 部活動顧問の過重負担が話題 過重負担とはどの程度のも 「ブラック部活」という 教員自

過重負担の実態 データ、現場の声が示す

て述べてみたい。

教員の一週間当たりの勤務時間は参 まず、いくつかのデータを示そう。 OECD の国際教員指導環境調 (TALIS 2013) によると、日本の

> という結果が出た。 間は参加国平均と同程度であった。 が授業の指導に使ったと回答した時 平均38・3時間)で、このうち教員 7・7時間、参加国平均2・1時間 活動)の指導時間が特に長い(日本 加国最長 方、 課外活動 (日本53・9時間、 (スポーツ・文化 参加!

が約 国平均で男子が約935分、 則全教員が務めることにしている学 調査」によると、部活動の顧問を原 また一週間の運動部活動の時間は全 にしている学校は5・3%であった。 校が87・5%、希望者が務めること 全国体力・運動能力、 28年12月にスポーツ庁が発表した 949分だった。さらに、 運動習慣等

> ともわかった。 学校は22・4%、土日に休養日を設 校のルールとして週1日の休養日を けていない学校は42・6%というこ は 14 ・ 1 %、 設けている学校は54・2%、 休養日を定めていな

87%であることがわかった。 60時間以上働いている教員の割合は の平均在校時間は12時間10分で、 た調査結果では、中学校教員の1日 連合総合生活開発研究所) 同じ月に連合総研 (公益財団法人 が発表し 週

担が増大してきていることがわかっ

だった。 前に出勤しているのは運動部顧問の 6%で、 顧問の50・3%、文化部顧問の4 20時以降に退勤しているのは運動部 顧問なしの教員は15・6%だった。 47 8 % また、中学校教員のうち7時半以 顧問なしの教員は21・2% 文化部顧問の26・8%で、

して各々43分、32分の増加であった 中学校11時間32分で、10年前と比較 日・教諭) によると1日当たりの勤務時間(平 報値)について」を発表した。それ 務実態調査 (平成28年度) の集計 部活動の活動日数が多いほど学内 中学校の部活動に関する結果では 29年4月、文部科学省が「教員勤 は、小学校11時間15分 速

週2日 ŋ 増しており、 なった。中学校の土日の部活動に 勤務時間が長い」ことが示されてお かる1日当たりの勤務時間は、 いるのは部活動であることが明 前の1時間6分から2時間10分と倍 中学校の勤務時間を引き上げて 部活動による教員の負

10

が明らかになっている。 酷になってきていること、その要因 の一つとして部活動顧問があること このように、 教員の労働実態が過

る。 を超えて働いているということであ の約9割の教員が「過労死ライン」 連合総研の調査結果によれば中学校 1カ月換算では8時間であるから、 ちなみに週6時間勤務というの 時間外労働が1週間で20時間、

実際にはどうか

活問題対策プロジェクト」(後 いることがわかるだろう。 顧問により過酷な勤務実態になって に記された教員の声である。 イト という団体が署名活動で利用したサ 以下は、 (Change.org) の自由記述 筆者が顧問を務める 部活動 述

獄を体験しました。 年間で8日程しか休めない地

りません。 う体験は、誰にもしてほしくあ 綱渡りで何とか生き延びたとい 家庭が壊れ授業や分掌業務も

初任で中学教員をしてい 野球部顧問です。 ま

日15時間労働です。 るのは午後11時を過ぎます。毎 となり、平日は学校から帰宅す 後練習などが本来の業務の圧迫 毎日ある朝練習や放課後の午

れそうです。 部活に拘束され、休養がとれな いまま月曜日を迎え、今でも倒 また、 毎週末の土日は一日中

制を統一して変えていただくこ い。明日にも倒れそうです。 とを希望します。助けてくださ 日本にある学校の部活動の体

さまざまな問題 部活動顧問をめぐる

けは教育課程外であり、

生徒の自主

自発的な参加による活動である

部活動の学校教育における位置づ

まあるが、 部活動顧問をめぐる問題はさまざ 以下の3つに整理して示

|教育課程外の活動であるにもかか わらず、 事実上強制となっている

ے

校学習指導要領の総則には、 ように書かれている。 29年3月に告示された新しい中学 以下の

整えられるようにするものとする」。 社会教育施設や社会教育関係団体等 域の実態に応じ、地域の人々の協力 う留意すること。その際、 科学等に親しませ、学習意欲の向上 の各種団体との連携などの運営上の るものであり、学校教育の一環とし 育が目指す資質・能力の育成に資す や責任感、連帯感の涵養等、学校教 活動については、スポーツや文化 するものとする。特に、生徒の自主 育課程の関連が図られるように留意 工夫を行い、持続可能な運営体制が 「教育課程外の学校教育活動と教 教育課程との関連が図られるよ 自発的な参加により行われる部 学校や地

結果によれば、 ことがわかる。 ところが前出のスポーツ庁の調査 全員顧問制を採用し

ている学校が9割近くあることか

5 れていることになる。 でありながら、 部活動は教育課程外の教育活動 顧問は事実上強制さ

|残業手当のないサービス残業に

なっていること

より、 されている。 4%相当が教職調整額として上乗せ ないからである。代わりに一律給与 員の給与等に関する特別措置法)に (公立の義務教育諸学校等の教育職 教員には残業手当はない。 教員には時間外勤務手当が出

ビス残業として献上してきたことに の教員は、給与月額の36%分をサー なければならないはずである。近年 現在の8時間で換算すると40%にし 間であったことを根拠としている の1カ月平均の残業時間が、約8時 ただし4%というのは、 昭 和 41 年

額 3600 円が支給される程度で 体にもよるが4時間以上勤務して日 また土日の指導については、自治 なる。

■職務命令かどうか(勤務かどうか)

が曖昧であること

員会議、 できるのは校外実習、学校行事、 本来管理職が残業を命じることが 非常災害の場合に限るとさ 職

項目」には、部活動の指導はない。 れている。この、いわゆる「 そのため指導そのものは、 超勤

される。 例が示しているように、事故が起こ 令かどうか(つまり勤務かどうか れば責任は学校や教員にあるとみな も曖昧である。それでいて多くの判 職務命

給特法

多々問題があるにもかかわらず、教 てきたのである。 日本の学校教育に文化として根づい 員の善意に依拠した教育活動として このように部活動顧問は法的にも

注目される「多治見方式」 行政による改善策

年」と呼んでいる。 きた。筆者は28年を「部活動改革元 28年から改革の動きが活発になって このような状況を改善しようと、

現場における業務の適正化に向け て」である。 わしい教職員の在り方と業務改善の スを設置し、6月13日に報告を公表 ためのタスクフォースの報告「学校 した。次世代の学校指導体制にふさ 文部科学省は省内にタスクフォー

この中では「教員の部活動におけ

徹底 しを行 る負 を 過ぎた活 なっている。 れており、 適 様 改 務 正 紅担を を す な体 負 革 はじ 無 観 担 \dot{o} 適 験 理や弊害を生む」、 大幅に軽 点 0) 基本 動 切な休 か 適 め か を充実させ、 軽 は 35. なり 「減の 正 的 部 化を推進する」 Ŕ 教 ド養を伴 な 活 みならず 踏み込んだ表現 減 員 考 休 動 す ż Ô 養 Ź 生 方 大胆 健 日 わ 徒 (全な成) の設定 な 0) ح ともに、 要 な見 生 教 į 11 とさ 点 行 徒 員 直 長 ŧ は そ

内容は、

部活動 活動 休養日の明 の 運営の 指導員の配置など部活動 確)適正化 な設定等を を推 進す 通 じ る

部

慣等 ポ i 年 年 けて発出され V 29 支える環境整備を推進 一本立てで、 -度は、 İ۶ ツ 7 調 度全国体力 年に入って1 ・マッ 庁 査 通 の連名で の結果 ŕ ほぼこのとおりに進んだ。 知 (資料 改革を進めるため で、 0) が 取 運 月 文部 各教 扱い 動能 6 日 も示された。 科 及び には 育委員会に 为、 学省とス 運動 活用 平 成

して 踏 明まえ 前 1 述 な したスポ 学 週 間 校 や 0) 1 ツ庁 中 箇 休 Ó 調 月 養 0 日 査 を設 結果 中 で 土 定 を

0

か

あ

校は じて、 曜 なるだろう。 な 容がどこまで学校現場で実現可 たことを考えれ 0 年に文部省 ること」 として休 0 っ あるものになるかが、 日 週 V 学 ゃ っ 運 徹底され 校 日 1 と通 動 養日を にお H 曜 中 以 部 日 -学校は週2日以 当 Ě 知 活 11 0) |時 ば、 設定すること等を してい な 動 7 休 と目 13 0 は 養 状 適切な運営を 今後この が 日 学校 態が続 休養 安を る。 を設定して ポ ただ、 日の 示し イン 0) 上二 決ま 通 11 設定 てき たも 能 知

動の 施行規 にしようという改革である。 して位置 施 さらに文部科学省は、 指導を 行 処則に新り 外部 けることに 行 たに規定を設け、 指 指 導員 導者を学校職 を内部 した 学 - 校教育: 本 指 買と 導 部 員

する

月

を

指導員 くるた る以上、 入しない る なる。 すでに独自に予算をとって外 は ħ が 顧問 め、 確 、制度を導入して により土 認と検 自 課 今後どの程 可 余裕の 題と 能 .|教員でなくても引率可 治 性があると 体 しては学校職員 日 証 0) ある自然 の活動 が 人件費に関係し 必 度 波及 要である。 W 、る自治 いう点 治体し や大会引 して 治体 へであ で か V3 指 能 率

2. 教員の部活動における負担を大幅に軽減する (1) 休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進する 平成28年度 平成30年度 ※学習指導要額の改訂については現在、中央教育審議会において検討中であり、 学習指導要領における部活動の位置づけの周知・徹底 中学校部会において、部活動の在り方も含め検討されている。 総合的な実態調査の実施・とりまとめ 実態調査・調査研究の設計 スポーツ医科学の観点を取り入れた 国 概算要求 調査研究の実施・とりまとめ ガイドラインの普及・啓発 調査結果を基に「運 動部活動の在り方 毎年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調 調査結果を踏まえて 査」を活用し、部活動休養日の設定状況を把握 改善を徹底 に関する総合的な 日本中学校体育連盟に対する大会運営等の見直しの要請 称)」の検討・策定 休養日の設定等に関する域内学校への 周知徹底など、各校の負担軽減の取組を先導 地域の特色を踏まえた ガイドラインを策定 ガイドラインの普及・啓発 教育委員会 都道府県や市町村の中学校体育連盟と 大会運営等の見直しに向けた協議の実施 ガイドライン等を踏まえ、部活動の負担軽減の ための取組を実施 学校 休養日の設定・複数顧問の配置など、教員の負担軽減に配慮した 校長のマネジメント力の発揮 (2) 部活動指導員の配置など、部活動を支える環境整備を推進する 国 部活動指導員 (仮称) を法令上明確化 部活動指導員 (仮称) の配置促進 教育委員会 ※その際、外部の指導者に適切に研修を実施するなど、 外部指導者への研修支援及び外部指導者の配置の充実 教育上の意義を理解してもらう工夫が必要 学校 地域の人材に協力を得たり、社会教育施設・社会教育団体と連携するなど、指導体制を整備・充実

文部科学省「学校現場の業務の適正化に向けて」改革工程パッケージ

導員が入ることで教員の負担が増え るという本末転倒なことにならない ように動向を注視していきたい。 地方自治体の動向を見てお

ている。そして、この両者の定義と 教育のクラブ活動に分けて組織」 活動時間を明確に分けている(資料 ニア期は、 ンを設け、 同市では教育委員会がガイドライ 学校教育の部活動と社会 「中学生を中心としたジュ

革の れないが、 てきた文化を見直すのは大変かもし 能である。これまで当たり前と思っ 治体でもこれを参考にした改革は可 かと筆者は考えている。他の地方自 この は大幅に軽減される。 一つのモデルになるのではない 「多治見方式」では、 今こそ見直す時である。 部活動改 教員の

改革に向けて立ち上がる 現場の教員たちも

部活動改革元年には、 現場の教員

とも記しておく必要がある。 活問題対策プロジェクト」を立ち上 たちが改革に向けて立ち上がったこ 歳代の教員6人が27年末に 部

> げ、 際は付き添った。 をしてきたこともあって、 を提出した。 月3日に文部科学省に要望書と署名 で2万3000人を超え、 顧問をする・しないの選択権を下さ 署名活動を開始した。「部活がブラッ この要望に賛同する署名は約2カ月 い!」という要望である(資料3)。 クすぎて倒れそう… 署名収集サイト change.org で 筆者も顧問として助言 教師に部活 提出する 28 年 3

は岐阜県多治見市である。

きたい。筆者が最も注目しているの

しい、 受けるかどうかの選択権を与えてほ 会、 要望書の内容は、 というものであった。 それを文部科学省から教育委 各学校へと通知してほしい 顧問教諭を引き

員

りすると新たな問題が生じるからで なっている。 で廃部になって生徒に影響が及んだ 員にいけば顧問を兼部する事態に あり、実現可能性に配慮したものに づけ導入することなども盛り込んで を「チーム学校」の一員として位置 なったり、 行使しても、 また、それに付随して外部指導員 顧問がいないという理由 そのしわ寄せが他の教 一人の教員が選択権を

(当時) この 要望書に対して馳浩文科相 は記者会見で、 「問題意識は

日

る。

『圧力を逆手にとった取り組みであ

	部活動(学校教育活動)	ジュニアクラブ活動
定義	中学校において、同好の生徒をもっ て組織し、共通の興味や関心を追求 する活動で、学校の管理下において 行われるもの	中学校の部活動にある種目をも に、中学校区を基本単位として保 者や地域の社会人によって設置さ れ、部活動を充実させることを基本 目的とする活動
活動時間	●課業期間中の平日の下校時刻まで ●長期休業中の8時~17時の間	平日の下校時刻以後土・日・祝日
指導者	学校の教員または、学校長が委嘱した 社会人指導者	設置者に任命され、ジュニア期のスポーツ活動の目的を理解している社会 人指導者

資料2 多治見市「ジュニア期のスポーツ活動」ガイドライン 「部活動」と「ジュニアクラブ活動」の比較

いる。 歩である。 科省に提出した。 できる範囲で始めるのも、 自由加入に関する嘆願書と署名も文 年8月5日にも、生徒の部活動への このような大きな動きだけでな 学校現場でできるところから、 ちなみに同プロジェクトは 改革の

いが、

自身と生徒たちの生活と健康

宣言すればよい

まずは一歩を踏み出すことであ

周囲から批判があるかもしれな

自らの意思で判断し生徒や保護者に

共有している」と話し理解を示して

か

は

休養日にする」というように、

はもちろんであるが、各顧問が は自治体ごと、学校ごとに進めるの は必ず週1回、 たとえば、休養日の設定というの 土日は必ずどちら 平

用してもよい

(毎月10日、

20 日、

30

これは、

学校教育に根づく同

斉 NO 部活動デー」(資料4)を利

のである。

筆者が提唱する「全国

のためと考え、意識改革を遂行する

●部活問題対策プロジェクト http://www.geocities.jp/ 现在署名活動中!! bukatumondai/ 署名収集サイト Change.org https://www.change.org/ 内 に開設された部活顧問の選択権 を求めるページ

資料3 「部活問題対策プロジェクト」のサイトと署名収集サイト

長辺豊の研究室

「全国一斉 NO 部活動デー」「部活動守護・地頭」について は、長沼先生の研究室のサイトをご覧ください。 https://naganuma55.jimdo.com/

筆者は、

オフ会ではなく、

オフ会

と匿名 SNS の中間を企図

して「部

活動守護・

地

頭

の仕組みを開始

議論を活発化させている

ぜひ活用してほしい

部活動守護・地頭

の仕組

部活動改革」である。 動に関する教員の情報交流が活発化 していることが特徴である。 顔の見える関係 活動改革2年目の本年は、 K M K による しかも 部

1

当然そこには限界がある。 とんどが匿名によるものであった。 究集会 『催する情報を発表した2月ごろか 、一による情報交流が主であり、 これまではSNS、 ところが、筆者が企画した 部活動のあり方を考え語り合う i n 目白 (3月26日) 特に ツ 「第 1 を ほ

有しようというものである。 状および改革について幅広く情報共 ネットワークを形成し、部活動 軍)に見立て、 これは筆者を部活動改革幕府 全国に守護・地 の現 頭 将

である。 であるだけでなく発信主の地域もわ でのツイッターでの発信では、 かの学校の情報でしかなかった からないため、どこかの地域のどこ 村単位で応募してもらった。 守護は都道府県単位、 も課題だった)。 S N S 地頭は市 これま の限 匿名 信信 町

みでは、 拡散できることになった。 てもらい、 n 発信することにより匿名性は担保さ つつ、 そこで、 地名入りのリアルな情報が 各々から筆者に情報を流 筆者は自治体名を付して 部活動守護 地 より正確 頭 0) 仕 ■ 資料4

限定型など多様な集会が開催され、 部活動改革に当事者が立ち上がって 全国各地で顔を合わせて語り合 が開催されるよう 地域 も込めた。これまでに得られた情報 過酷な状況から守り護るという意味 グには全国の先生と生徒を部活動 な部活動の状況が共有されることに 例を紹介する。 ちなみに守護というネーミン

は

になった。

全国横断・

縦断型、

う集会(オフ会)

ら

うです。この件に関してマスコ 方検討委員会」 県レベルで 新潟の部活動守護さん 「運動部活動 在

負

担

軽

で を

を期待し す。)沖縄の部活動守護さん 、体的な策が打ち出されること 務の現状が掲載されたの 本県の新聞でも教員の長時間 自分自身も行動しま で、

す。 要因になっているとの見解も 校長会で確認した市が しています。 こせられるということらしいで を超えてしまったら、 間 働き方改革をしていくことを 埼玉の部活動守護さん 部活も教員の残業の大きな 外労働の 具体的には教員 時間が 1 校長 $0 \\ 0$ ありま

せん。 ミ報道は今のところ見当たりま が設置されたよ

る とは大切であるが、 ンスを考え、 減する改革は始まったばかり このように部活動顧問の 最 後に、

を考察し、 る生徒の立場からも部活動のあり方 も申し添えておきたい 検討する必要があること 教員のワークライフバ 働き方改革を進めるこ 同時に主役であ

PROFILE

学習院大学 文学部教育学科 教授

長沼 豊(ながぬま ゆたか)

昭和61年、学習院中等科教諭。平成11年、学習院 大学教職課程助教授、その後、准教授を経て21年 から教授として教員養成に携わる。大阪大学大学院 人間科学研究科博士後期課程修了、博士(人間科 学)。教科外教育(特別活動、部活動、ボランティア 学習、シチズンシップ教育など)・数学教育を中心に 研究を進める。日本特別活動学会会長、日本ボラン ティア学習協会理事、日本シティズンシップ教育 フォーラム監事、部活問題対策プロジェクト顧問。

大阪の部活動守護さ

デー 月に始まった大阪府の学校 向に連動しています。 退庁日にしたそうです。 教育委員会の通知により、 今年度から、 毎週木曜日をノ (部活休養日)、 ある市の 19 1 昨年 部 中学 時 活 0 12 斉